

耐震診断 耐震補強

安心して暮らせる住まいのために
建築基準法改正により、耐震基準が強化された
昭和56年5月以前に建てられたお住まいは
一度、耐震診断をおすすめいたします。

耐震診断士による診断の結果、
必要であれば、耐震補強工事を行います

固定資産税の
減額措置

所得税の
控除

補助制度

住まいの
支援制度で
リフォームを
もっと身近に！

詳しくは、弊社までお問い合わせください
株式会社中野工務店 TEL047-324-3301

木造住宅の 耐震補強方法の一例

基礎の補強

無筋基礎に炭素繊維をマトリックス樹脂で貼りつけ補強するなどの工事をします。

壁の補強

筋交いを入れたり、構造用合板を貼って強い壁を増やします。

壁の配置

壁の量を増やし、かつ建物全体の釣り合いをよく配置します。

その他

腐ったり、シロアリに食われた部材は取り替えます。
土台、柱、筋交い、梁などの接合は金物などを使って堅固にします。